

News Letter

令和2年2月20日
発行
第99号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

山口 栄一

『今、医療現場の環境改善に必要な「承認」について・5 ～ハラスメントを考える～』

都道府県労働局と労働基準監督署に寄せられる企業と労働者の紛争に関する相談で、「いじめ・嫌がらせ」に関するものは、平成21年度には35,759件(全体の12.7%)であったものが、平成30年度には82,797件(全体の25.6%)と10年間でほぼ倍増しています。

「いじめ・嫌がらせ」の減少を目指し、パワハラ防止措置として「労働施策総合推進法」がいよいよ6月から大企業で義務化されます。(中小企業は2022年4月)パワハラに対する社内方針の明確化と周知・啓発、相談体制の整備、被害を受けた労働者へのケアや再発防止について、適切な措置を取ることが求められています。

一方、厚生労働省の実態調査によると、労働紛争が発生している職場の特徴について、「上司と部下のコミュニケーションが少ない職場」「残業が多い／休みがとり難い職場」「失敗が許されない／失敗の許容度が低い職場」が上位に来ています。残業・休日、そして失敗が許されない職場は、まさに医療現場との関連性も伺えます。そして、コミュニケーション不足が問題を発生させている一番の原因であることは間違いありません。「何をするか」はもちろん、『誰がするか』がハラスメントの要素でもあるからです。

働き方改革で効率的な働き方が求められていますが、話し合いの場・時間まで効率化してしまうと、逆効果になる可能性があることは留意する必要があります。これまで何度か『承認』について書いてきましたが、お互いを認める風土づくりが、ハラスメント予防に効果を発揮する時が来ています。

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(中小企業診断士・社会保険労務士)

外山 博敏

Q. 労働契約法第20条に関し、次のような場合に、法第20条に違反し不合理な労働条件と認められることになるのでしょうか。

- ① 有期雇用契約労働者だけに、退職する場合は制服返却時にクリーニングを義務付ける
- ② 各種資格の受講料に対して事業主側から補助をしない
- ③ 有期雇用契約労働者の職務が比較的軽易な業務であることを理由として、無期雇用契約労働者に支給している通勤手当を支給しない
- ④ 有期雇用契約労働者の職務が短時間の業務であること等を理由として、無期雇用契約労働者に支給している通勤手当を支給しない

A. 個別具体的な事例により判断されるものと解されますが、一般論としては次のとおりです。

- ① については、有期労働契約か無期労働契約かにより差が生じているのであれば不合理と解されます。
- ② については、当該資格が現に従事している業務に必須のものか、中長期的な人材育成の観点から有用なものか等により個別判断となると解されます。
- ③ については、特段の理由がない限り不合理と解されます。
- ④ については、有期であることを理由とするものでなく、短時間労働者であることを理由とするものであるならば、法20条ではなくパートタイム労働法の適用があるか否か、適用される場合は、パートタイム労働法に基づき均等・均衡待遇が確保されているか否かが検討されることとなります。

※なお、2020年4月1日より、「労働契約法」の第20条は削除され、有期雇用労働者についても「パートタイム労働法」の適用となり、略称も「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります。

④ 中小企業における適用は2021年4月1日から

ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

勤務環境改善のための院内研修に 講師を無料で派遣します

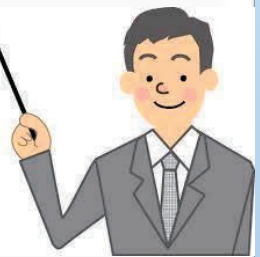
★ 労務管理—効果的な人材活用のために—

★ 経営（管理）者のための労働関係法令解説

★ 職場のハラスメント対策

★ ワーク・ライフ・バランスの取組

★ 働き方改革のポイント



上記は研修テーマの例です。

医療機関が「働き方改革」、「職場のハラスメント 対策」、「医療従事者の勤務環境改善」、「職場のコミュニケーションと労務管理」等をテーマに院内研修を実施する場合に、依頼に応じて当センターが委嘱する医療労務管理アドバイザーを派遣することができます。

- 研修テーマについては、当センターにご相談ください。
- 研修時間60分程度を基本とします（ご相談に応じます）。
- 講師派遣に要する経費は当センターが負担いたします。
- 講師は当支援センターの医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）が務めます。
- 具体的な内容は講師と調整のうえ決定することになります。

★ **勤務環境改善のための相談にも対応（無料）しております。**

・賃金制度、就業規則、労働時間、労働安全衛生等に関する相談ごとに
アドバイザー（社会保険労務士等）が対応いたします。

茨城県医療勤務環境改善支援センター

〒310-0852 水戸市笠原町489番地（茨城県医師会内4階）

TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116

<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/>

E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

開設時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）